

令和4年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.9.14	R4.10.4	兼職承認通知書 (2建総総第438号、3建総総第389号、4建総総第274号)	3	1															建設局 総務部 総務課
2	R4.9.27	R4.10.5	大沢川整備工事(その6)の竣工図のうち ・平面図(1/32) ・城山川右岸縦断面図(4/32) ・城山川標準縦断面図(7/32) ・城山川縦断面図(その3)(14/32) ・ブロック積護岸工構造図(15/32) ・城山川ブロック積護岸展開図(17/32) ・城山川堤防取付擁壁展開図(24/32)  (個人情報を除く)	7	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
3	R4.9.29	R4.10.11	令和2年3月31日付31建河管第1445号 令和元年度河川事業補助金交付決定書	1	1															建設局 河川部 管理課
4	R4.10.3	R4.10.17	「補助第73号線(十条)現況測量」のうち、73-IP5に折れ点が生じている理由が記載された部分	3	1															建設局 第六建設事務所 工事課
5	R4.10.11	R4.10.18	中川護岸耐震補強工事(その51)  1. 工事変更設計書 2. 変更工事費総括書 3. 変更工事総括書 4. 変更種別内訳書 5. 代価明細表 6. 変更機械器具調書 7. 変更材料品調書 8. 諸経費計算書 9. 特記仕様書(第2回変更) 10. 第2回設計変更図	※	1															建設局 河川部 改修課
6	R4.10.13	R4.10.19	5. 谷地川整備工事(その15)の竣工図 6. 谷地川整備工事(その17)の竣工図 7. 谷地川河川改修一連の施工年度・施工会社が分かる資料	※	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
7	R4.10.7	R4.10.19	都道におけるテラス等営業のための道路 占用許可状況	1	1															建設局 道路管理部 監察指導課

令和4年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R4. 10. 7	R4. 10. 21	<p>①土地収用法106条の規定「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から…十年を経過しても収用した土地の全部を事業の用に供しなかったときは、権利取得裁決において定められた権利取得の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人は、…その土地を買い受けることができる。」により、最近50年間、東京都においてこの買い受けが行われた事例の内容を示す資料の一式</p> <p>上記の事例は、道路法による道路、道路運送法による一般自動車道、専用自動車道、および河川法による堤防、護岸、ダム、水路、貯水池の事業について示す。</p> <p>②上記の土地収用法106条の規定に関連して東京都が都庁内組織および関係部門に出した通知等の文書すべて</p>				1											当該請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 用地部 調整課
9	R4. 8. 23	R4. 10. 21	令和元年度に東京都第六建設事務所が発注した環状第3号線に関わる道路線形基本設計の成果品	※		1								1	1			<p>(第7条第5号) 都市計画道路に係る未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) 都市計画道路に係る未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	建設局 第六建設事務所 工事課
10	R4. 9. 5	R4. 10. 24	「夢の島熱帯植物館の履行確認会議資料（令和4年7月分）」一式	※		1					1			1				<p>(第7条第4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため。</p> <p>(第7条第2号) 施設担当者や利用者等の個人の名前や携帯電話番号、顔写真は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第6号) レスナビ用スマートフォンの電話番号は、公にすることにより、本来の業務目的以外の電話が大量又は無差別に発信されるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

